

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

**香川県公安委員会規則第6号**

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(認知機能検査)</p> <p>第71条の3 法第101条の4第2項の認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）は、<u>運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター、善通寺運転免許更新センター</u>及び公安委員会の委託を受けた自動車教習所（法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。第71条の5において同じ。）において行うものとする。</p> <p>別表第1の2（第7条、第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="192 772 1086 935"><thead><tr><th>警 察 署</th><th>交 番 又 は 駐 在 所</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>丸亀警察署</td><td>本島駐在所</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	警 察 署	交 番 又 は 駐 在 所	略		丸亀警察署	本島駐在所	略		<p>(認知機能検査)</p> <p>第71条の3 法第101条の4第2項の認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）は、小豆運転免許更新センター及び公安委員会の委託を受けた自動車教習所（法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。第71条の5において同じ。）において行うものとする。</p> <p>別表第1の2（第7条、第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1178 778 2072 941"><thead><tr><th>警 察 署</th><th>交 番 又 は 駐 在 所</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>丸亀警察署</td><td>本島駐在所 <u>広島駐在所</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	警 察 署	交 番 又 は 駐 在 所	略		丸亀警察署	本島駐在所 <u>広島駐在所</u>	略	
警 察 署	交 番 又 は 駐 在 所																
略																	
丸亀警察署	本島駐在所																
略																	
警 察 署	交 番 又 は 駐 在 所																
略																	
丸亀警察署	本島駐在所 <u>広島駐在所</u>																
略																	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。